２０１４年７月２５日　記者会見　ICCPR　全国「精神病」者集団

国連人権委員会
精神障害者の人権問題に関して

世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク理事
全国「精神病」者集団会員
山本眞理

人権委員会　日本政府への総括所見
精神障害者の人権に関わる部分のみ邦訳

非自発的入院

１７　非常に多くの精神障害者が極めて広汎な要件で、そして自らの権利侵害に異議申し立てする有効な法的な救済手段なしに非自発的入院を強いられていること、また代替サービスの欠如により入院が不要に長期化していると報告されていることに、委員会は懸念を表明する。（7 条および 9 条）
国家は以下を行わねばならない

(a)　精神障害者に対して地域に基盤のある代替のサービスを増やすこと

(b)　強制入院は、最後の手段としてのみ必要最小限の期間、本人の受ける害から本人を守りあるいは他害を避けることを目的として必要で均衡が取れる時にのみ行われることを確保すること

(c)　精神科の施設に対して、虐待を有効に調査し罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的として、有効で独立した監視と報告体制を確保すること

障害者権利条約の基準から言うと、（b）は到底容認できるものではないが、それですら日本の強制入院制度は満たしていない基準であるということは事実

今回人権委員会が議論した自由権規約９条における一般意見草案においても（b）と同じ表現が取られ、一切の精神病院への強制入院を否定した障害者権利条約の水準から著しく後退している　この点は見逃し難い

２０１４年７月２５日　記者会見　ICCPR　全国「精神病」者集団

シャドーレポートの要約

１　OECD 諸国で人口比最大の病床数、平均在院日数も飛び出ている日本の精神病院

２　強制入院もなんと入院患者の４割、諸外国の数倍の強制入院
　さらに強制入院は増加し続けている
　強制入院や入院を減らす政策は取られていない

レポートから引用
11 万人が 5 年以上入院、3 万 6 千人以上が 20 年以上入院している。世界の精神病院病床の 19%が日本にある。29 条による強制新規強制入院の一年あたりの数は 87 年の 2000 件以下から 2012 年の 6685 件と３倍以上に増え続け、33 条による強制入院も 96 年の 84227 件から 12 年の 209547 件へと２.５倍以上増え続けている

改正精神保健法が国会で審議された時、田村厚生労働大臣は改正法で強制入院は減らないそして強制入院は必要な医療を受けるいい機会を提供すると宣言した。2013 年に障害者権利条約を批准したのが、政府には改正法により強制入院を減らそうという政策はない

３　精神病院での虐待の数々、ほぼ毎年報じられている　配布資料参照
　これに対しては虐待を防止するための有効な監視機関がなく、警察も迅速有効に捜査しない例すらある

レポートから引用
保護室隔離の数は 2004 年の 7673 件から 2011 年の 9283 件にと増加、身体拘束は 2004 年の 5242 件から 9254 件へと増加している（６３０患者調査）
隔離と身体拘束の期間に関しての公式統計はないが、1 年以上身体拘束されている入院患者がいるとか 10 年以上保護室隔離されている患者がいると告白する精神科医もいる
隔離の 11%と身体拘束の 15%以上がなんと任意入院患者にされている（６３０患者調査　2011 年）